

つくばみらい 相談事例

魚介類もクーリング・オフできるようになりました！

「以前取引きをしてもらったことがある業者です」と電話があり、魚介類のセットを勧誘された。今週中ならキャンセルできると解約専用の電話を案内されたので申し込んだが、この業者とは取引きをした覚えが無いと気づいた。すぐに解約の電話をしたが断られてしまった。どうしたらよいか。

昨年暮れ頃から、カニや魚介類セットの購入を迫る電話勧誘販売の相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

市消費生活センターにも 5 件の相談がありました。

安くするからと強引に購入を迫ったり、断ったのに商品を送りつけてくるケースもあります。商品は代金引換で配達されることが多く、箱を開けてみると価格に見合わない商品が入っている事もあります。

不要な勧誘を受けた場合には、**はっきりと断ることが大切です**。それでも商品が送られて来てしまったら、**受け取りを拒否して決して代金を支払わないように**しましょう。悪質な業者の場合、一度支払ってしまったお金を取り戻すのは非常に困難になります。

先日、悪質な業者の一人が逮捕され、売上金が暴力団の資金源になっていることが判明しましたので、くれぐれもご注意ください。

電話勧誘販売の契約では、**契約書面が渡された日から 8 日間以内**であれば、**クーリング・オフ**を申し出る事ができます。(3,000 円未満の現金取引を除く) 平成 21 年 12 月 1 日からは、**生鮮食料品**も、クーリング・オフが可能になりました。クーリング・オフをすると、**契約は初めから無かった事**になります。

分からない場合には、市消費生活センターへご相談ください。